



多治見市政記者クラブ同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年4月10日(水) 岐阜県発表資料			
所属	担当課	担当者	電話番号
東濃県事務所	環境課	上野 浩司	代表 0572-23-1111(内線213) FAX 0572-25-0079

産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分について

令和6年4月10日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、下記の産業廃棄物収集運搬業者に対して許可の取消処分を行いました。

記

1 被処分者

- (1) 住 所 愛知県あま市七宝町川部丸田25番地
(2) 氏 名 青山建設株式会社 代表取締役 ティンジアリムラット

[許可内容]

産業廃棄物収集運搬業

- ・許可年月日 令和4年4月6日(新規)
- ・許可番号 02100216548
- ・積替え又は保管の有無 無し
- ・産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類
上記8品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
以上 8種類
上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消し

3 取消年月日

令和6年4月10日

4 取消しの理由

被処分者は、令和5年5月から同年10月までの間に、自社の解体工事で発生した少なくとも4トンダンプ10車分の廃瓦及びコンクリート殻(土砂の混入を含む。)を瑞浪市日吉町地内の土地に搬入し、当該廃瓦等に土砂をかぶせて整地しました。

これは、法第16条の規定(投棄禁止)に違反し、法第14条の3の2第1項第5号に該当します。

[参考条文]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一部抜粋）

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(事業の停止)

第十四条の三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(許可の取消し)

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。